

長岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市営大手口駐車場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市駐車場条例（平成18年長岡市条例27号）第16条第3項の規定により告示します。

令和7年3月26日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用時間及び取扱時間

(1) 供用時間

終日

(2) 取扱時間

入場及び出場の取扱時間は、午前6時から午後12時までとします。

2 休場日

なし

3 供用時間及び取扱時間並びに休場日を定める期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで